

令和5年1月17日
教育委員会事務局

区立中学校部活動地域移行に係る令和5年度トライアル事業等の取組みについて

(付議の要旨)

区立中学校部活動の地域移行のあり方について、次年度の取組みとして、トライアル事業を実施し、事業検証を行いつつ、区立中学校部活動の地域移行のあり方を検討することを決定する。

1 主旨

区では、昨年10月に世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会を設置し、地域の多様な主体による持続可能性ある活動を構築し、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術に親しむことができる環境を整備するための、区立中学校部活動の地域移行のあり方について検討しているところである。

検討委員会では、地域移行にあたっては、多様な実施主体の選択肢があること、実施主体によって様々な課題が生じる可能性があることなどから、トライアル事業の実施及び検証が必要であるとの議論があった。

また、令和4年12月には、スポーツ庁・文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、部活動の地域移行に向け、新たな地域クラブ活動のあり方や、そのための取組みの進め方について、国の考え方が示された。

これらのことから、区では、今後の検討に向けた具体的な事例や課題の把握等を目的に、令和5年度の取組みとして、トライアル事業を実施する。

トライアル事業の検証を踏まえ、区立中学校との連携を図りつつ課題を抽出するとともに、対象となる生徒・保護者の意見も取り入れながら、今後の部活動の地域移行のあり方について、様々な側面からさらなる検討を行い、段階的に移行を図っていく。

2 世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会について

(1) 検討の目的

中学校部活動は、生徒が自主的・主体的に参加し、スポーツや文化活動等を行うことで様々な教育的意義がある。一方で、今後の生徒数減少の加速化や教員の働き方改革の観点から、地域の多様な主体による持続可能性ある活動を構築し、将来にわたり子どもたちが、それぞれのレベルに沿って、スポーツや文化芸術に親しむことができる環境を整備する必要があることから、世田谷区の中学校部活動の地域移行のあり方について、検討を行っている。

検討では、各学校での部活動のあり方、複数校での部活動の実施、指導者の質や量の確保などについて中学校部活動の方向性をまとめる。

(2) 検討日程

令和4年10月～令和5年3月(全5回)

検討委員会の進捗状況

	日程	検討内容
第1回	令和4年 10月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会について(検討の進め方) ・制度理解について(提言の概要) ・世田谷区の部活動の現状について ・地域移行のあり方について(他自治体の取組事例、区の地域資源)
検討部会	11月17日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生による意見交換(8名) ・高校生・大学生による意見交換(6名) (委員長、副委員長、教育長と意見交換を行った。)
第2回	12月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生、高校生、大学生委員代表による意見の報告 ・部活動地域移行の検討の方向性について ・地域資源を活用したトライアル事業について
第3回 (予定)	令和5年 1月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動地域移行のあり方検討(目指すべき地域移行の方向性) ・地域移行に伴う諸課題について
第4回 (予定)	2月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書(素案)の検討 ・部活動地域移行の方向性について ・現状と課題の整理
第5回 (予定)	3月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書(案)の検討 ・部活動地域移行の方向性について ・現状と課題の整理 ・検討のまとめ

(3) 中学生等との意見交換(検討部会)における主な意見等

部活動において楽しさや充実感等を感じる時

達成感を得られたとき、仲間・ライバルとの交流、マナーや礼儀の習得、等。

部活動において大変さや課題を感じる時

顧問に競技に関する専門知識がない、大会の当日、顧問・外部コーチに相談できない(試合の審判担当等、大会運営に関わらなければならないため)、人間関係(部内がまとまらない、合同チーム内のまとまり、下級生とのコミュニケーション)等。

部活動の地域移行について

【期待できること】

レベルの高い指導を受けられる。

違う中学の人との練習は刺激がある。

【懸念されること】

顧問が熱心に教えてくれるので、指導者が他の人になるとしたら残念に思う。

顧問の先生ならば、学校行事やテストなどに気を使ってくれる。

違う中学の人との練習は刺激があるが、意見の違いが出てくるのではないかと心配に思う。

移動には負担が伴う(時間、交通費、楽器等用具の運搬等)。

(4) アンケートの実施

中学1年生、2年生、小学6年生及び教員へアンケートを実施し、検討委員会へ報告する。(実施時期：令和5年2月)

(5) 検討委員会における主な意見等

- ・世田谷区は総合型地域スポーツ・文化クラブ、財団、地域団体、大学、スポーツクラブ等の地域資源が豊富である。
- ・これらの豊富な資源を活用し、多様な手法を以って、地域移行を進めていくことが望ましい。

(6) 令和5年4月以降の検討体制

検討委員会の検討日程終了後も、検討組織を構成し、トライアル実施を含め、円滑な部活動の地域移行について検討を続けていく。

3 令和5年度の取組み実施について

国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、区では、学校での部活動において地域の人材を部活動支援員として活かすなど「学校部活動の地域連携」を当面進めながら、今後、地域の実情に合った部活動の充実に向けて、実施主体に想定される多様な地域資源との協働の可能性について、活動が継続的に維持できるよう、体制や運営等の検証を行っていく。

(1) 取組みの考え方

学校部活動の地域連携の強化を図るため、現行の部活動支援員よりもさらに幅広く活動できる部活動指導員への移行の可能性について検討し、役割の充実を目指す。また、学校の管理下において、学校と連携し、次に挙げる団体等との協働のもと、全体で4部活動程度を対象にトライアル事業を実施し、様々な実施主体による指導や運営における課題等の把握・整理を行う。

学校部活動の地域連携の強化

区ではこれまでマッチング事業や大学等への働きかけを通じて、部活動支援員の配置を行ってきた。活動の幅をさらに広げるため、学校との連携のもと、現行制度を評価し、大会引率等役割の拡充に向けた部活動支援員の部活動指導員(注)への移行の可能性の検討を行う。

- ・1部活動
- ・中学校、部活動支援員双方から検証に協力を得られる既存の部活動

(注)部活動指導員：学校職員として、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する者。(平成29年4月1日施行)

トライアル事業の実施内容

実施は、原則として、休日及び平日の部活動とする。

ア 総合型地域スポーツ・文化クラブにおける部活動の実施

中学校を拠点に活動するクラブにおいて、当該中学校の生徒を対象に運動部活動の指導を行う。保護者への連絡や指導計画作成等の調整業務について、教育委員会がサポートする。

- ・1部活動(運動部活動) 部員30人程度
- ・活動場所は、原則として学校の施設を想定

イ 世田谷区スポーツ振興財団における部活動の実施

(公財)世田谷区スポーツ振興財団において、実施する中学校との協議を踏まえ、複数の中学校の生徒を対象に合同部活動も視野に入れつつ運動部活動の指導を行う。保護者への連絡や指導計画作成等の調整業務について、教育委員会がサポートする。

- ・陸上部、庭球部等から2部活動、部員各30人程度
- ・活動場所は、原則として学校の施設とし、その他総合運動場等を利用することを想定。

ウ せたがや文化財団における部活動の実施

(公財)せたがや文化財団において、演劇部のない複数の中学校の生徒を対象に合同部活動(演劇部活動)を実施する。演劇発表会も行う。保護者への連絡や指導計画作成等の調整業務について、教育委員会がサポートする。

- ・1部活動(演劇部活動) 部員30人程度
- ・活動場所は、原則として学校の施設とし、その他区民施設等で実施することを想定。
- ・演劇部のない複数の中学校から募集し希望者が参加

(2) 保険について

トライアル事業については、活動中の事故等に備え、区の負担で、損害保険に加入する。

(3) 概算経費

【継続】

- ・ 報償費増額分 監督 7,814,000円増(時間単価 1,200円 1,500円)
その他 15,080,000円増(時間単価 1,000円 1,300円)

【新規】

・活動経費

合計 5,000,000円(ア~ウ)

内訳 ア 1,000,000円(委託料一式(講師謝礼、人件費、雑費等))

イ 2,000,000円(委託料一式(講師謝礼、雑費等))

ウ 2,000,000円(委託料一式。内訳は次のとおり)

発表会準備 1,000,000円:講師謝礼、PR、雑費等

発表会 1,000,000円:人件費、雑費等

- ・保険経費 152,000円(指導側傷害・賠償保険)

(4) 民間事業者における部活動の実施検証

民間事業者における部活動については、様々な地域資源活用の補完として、今後のトライアル事業実施を検討する。

(5) その他

トライアル事業で実施する部活動については、対象となる生徒の影響を考慮し、トライアル事業期間終了後の部活動の継続についても、併せて検討していく。

中学校部活動の現状把握を行うため、教育委員会管理職が29校のヒアリングを担当し、地域移行の実施に向けたサポートを行う。

4 トライアル事業検証を踏まえた取組みについて

トライアル事業の実施に合わせ、令和5年度においても検討組織を構成し、実施事業者等と共に、生じる課題、対応策等を検証し、令和6年3月に報告書をまとめ、令和6年度以降、国、都の情報を注視しつつ、世田谷区にふさわしい部活動地域移行のあり方について、引き続き検討し、段階的な移行を図る。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年2月	文教常任委員会報告 （検討委員会進捗状況及びトライアル事業について） 教育委員会報告（同上）
4月～令和6年3月	トライアル事業実施
5月	文教常任委員会報告（検討委員会報告等について） 教育委員会報告（同上）
9月	トライアル事業中間検証
令和6年3月	トライアル事業検証（報告書）
令和6年度以降	トライアル事業検証等を踏まえた部活動地域移行のあり方検討及び段階的移行

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

参考資料

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
(学校や地域によっては存続が厳しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

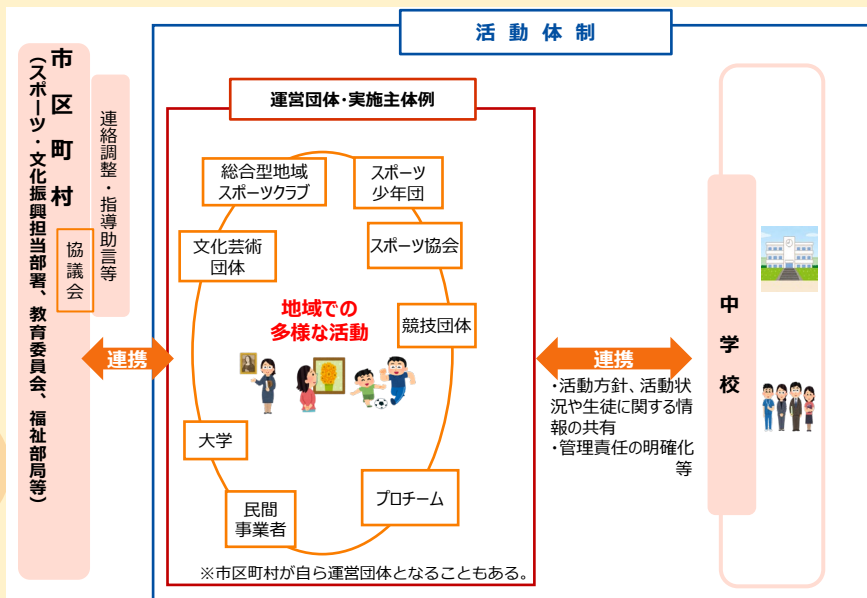
地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

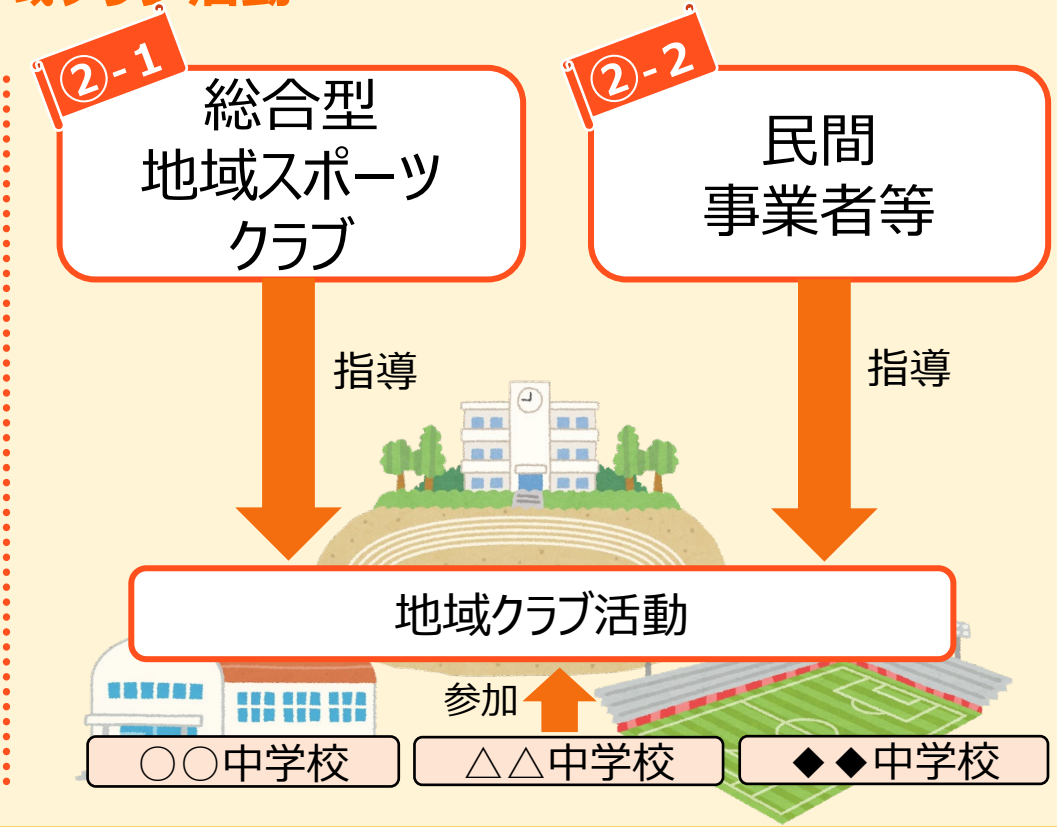
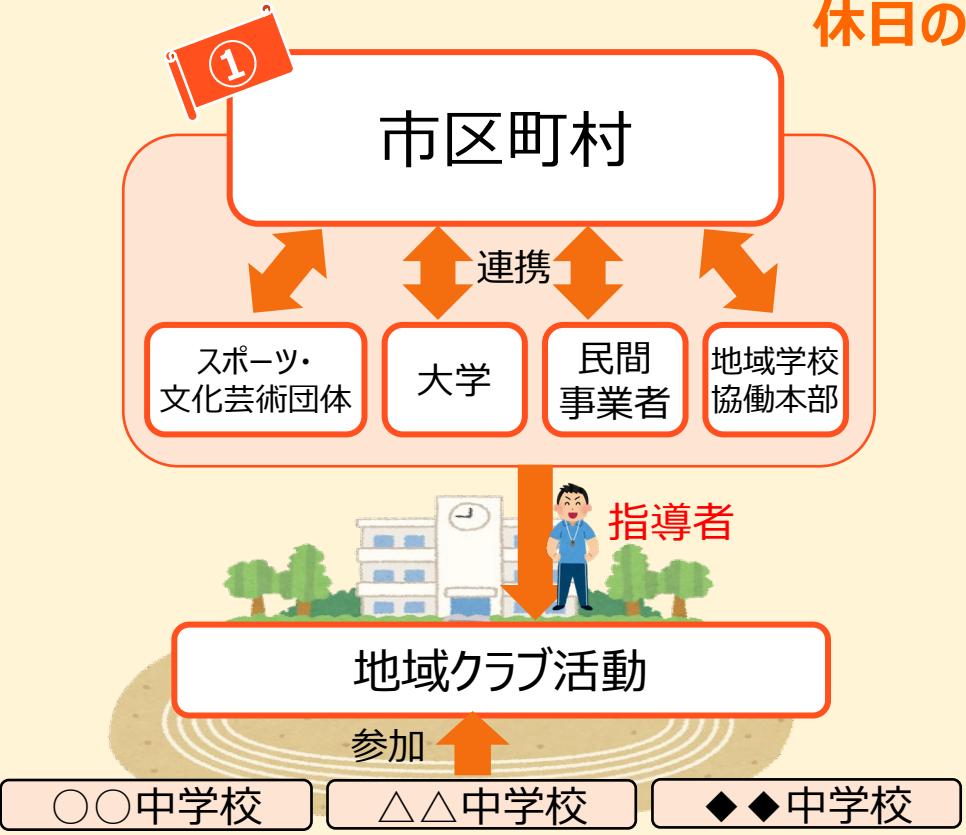
【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ **地域の多様な主体**が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体 （※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体 （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者 （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



休日の地域クラブ活動



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

学校部活動の地域連携



休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村

協議会の設置
ニーズ・課題把握
情報発信

運営団体の
確保

指導者の確保
マッチング

活動場所の確保
活動内容の決定

生徒・保護者・
住民への周知
実施

〔都道府県：
人材バンクの設置〕

〔学校：教師の兼職
兼業の希望の把握〕

〔学校：学校施設の
開放〕

休日の部活動の地域移行に係る要素 (例)

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組への協力・参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知